

水溶性液体に係る均一な外観の確認

【照会】

令別表第3備考第10号に規定する「均一な外観」の確認はどのように行うのか。

【回答】

純水と物品が二つの相に分離して存しないこと、混合液の色が均一であること等を目視により確認する。

(平成元年7月4日 消防危第64号 各都道府県消防主管部長あて 危険物規制課長通知)